鹿屋女子高活性化基本方針検討委員会開催要綱

（趣旨）

第１条　鹿屋女子高等学校の活性化に向けた基本方針（平成28年12月９日策定。以下「基本方針」という。）の見直しに関し、専門的かつ多角的な見地からの意見及び助言を求めるため、鹿屋女子高活性化基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第２条　委員会は、基本方針の見直しに関し次に掲げる事項について協議検討し、鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見等を述べるものとする。

(1) 鹿屋女子高等学校の現状及び課題に関すること。

(2) 学校の魅力向上及び特色化の方策に関すること。

(3) その他基本方針の改定に必要な事項

（参加者）

第３条　教育委員会は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験者

(2) 経済団体及び地域の代表者

(3) 学校関係者

(4) その他教育委員会が特に必要と認める者

（運営）

第４条　委員会に、委員の互選により選出された座長及び副座長各１人を置く。

２　座長は会務を総理し、委員会を代表する。

３　副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　委員会は、座長が招集し、その議長となる。

５　教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第５条　委員会の開催期間は、１年間を目途とする。

（守秘義務）

第６条　委員会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年10月８日から施行する。